

決め手は法的効力のある遺言書

～想いを込めて「争続」を防ぐ～

みらい総合法律事務所 所長 弁護士 西尾 孝幸

《執筆者プロフィール》



西尾 孝幸(にしお たかゆき)

弁護士、放送大学非常勤講師。鹿児島県出身、東京大学法学部卒。

著書「社長！その対応はコンプラ違反です」(ぱる出版)など。

平成10年に設立した「みらい総合法律事務所」は弁護士18名で、企業法務・不動産・交通事故・家族法・知的財産権などを取り扱う。

※掲載記事とプロフィールは2012年9月現在の内容です。

人ごとでない相続争いの増加

相続が「争続」と言われるようになって久しいです。我が家は財産が少ないから大丈夫とっ
ていてもそうはいきません。

司法統計によると、遺産分割調停申し立て事件の遺産価額の小口化傾向が甚だ顕著です。平成
23年には、遺産価額5千万円以下が77%に上り、そのうち1千万円以下が31%も占めています。
決して金額が多いから紛争になるということではありません。

また、調停での話し合いで決着がつかず、裁判所が審判で遺産の分け方を決める手続きまでい
くことも多くなりました。当然、遺産分割が解決するまでに相当な時間がかかり、決着が付くま
で3年以上かかった事件が3割近くにも及びます。

こうなっては大変です。遺産争いの種は、生前に摘み取っておきたいもの。円満な家族の絆を
円滑に繋げていくためには、エンディングノートで想いをまとめるなどしたうえで、遺言書を作
るのが極めて効果的です。

相続人の間に揉める要素があっても、遺言書があればこれに従わざるをえません。

法的効力のある遺言書を

ただし、遺言書は折角作っても、法律で決められた形式を整えていないと、効力が認められま
せん。

「公正証書遺言」は、公証役場で証人二人が立ち会って作るのも、一番確実ですが、準備や手
続きが面倒です。

その点では、自分で作ればいい「自筆証書遺言」が便利です。

しかし、これには遺言者が、①全文を、②日付けを入れて、③氏名を書く必要があり、しかも
そのすべてを自分で書いて、④捺印をしなくてはなりません。

①～④のどれが欠けても効力が認められません。ワープロで書いて署名捺印しても、遺言書と
しては無効となります。相続財産の特定など重要な事項を正確に記載することは容易ではありま
せん。

他に「秘密証書遺言」がありますが、これも証人二人と公証役場への提出が必要です。

遺言信託でスムーズ、確実に

遺言書を作るには、このように内容や手続きについて種々の準備やチェックが必要です。でも、
誰にでも相談できることではありません。特に、子供同士の仲が悪い場合などは、遺言書を作る

こと自体を知られたくないことも多いようです。

このような面倒を避け、法的な効力があるのだろうかという不安を解消するうえでは、弁護士に相談するか、「遺言信託」がお勧めです。

「遺言信託」では、信託銀行や信託会社が遺言書の作成アドバイス・保管から、遺言者が亡くなった後に遺言内容を実現する遺言執行まで、面倒を見てください。

「遺言書を作っておいてくれればよかったのに」という子供たちの嘆きを、草場の陰で聞かされないためにも、ぜひ法的効力のある遺言書を作っておきましょう。

